

平成 29 年度 初任者研修の手引

岐阜県の教育を支えるために

－ 小・中学校

初任者用

－



岐阜県教育委員会
教 育 研 修 課



教育公務員特例法

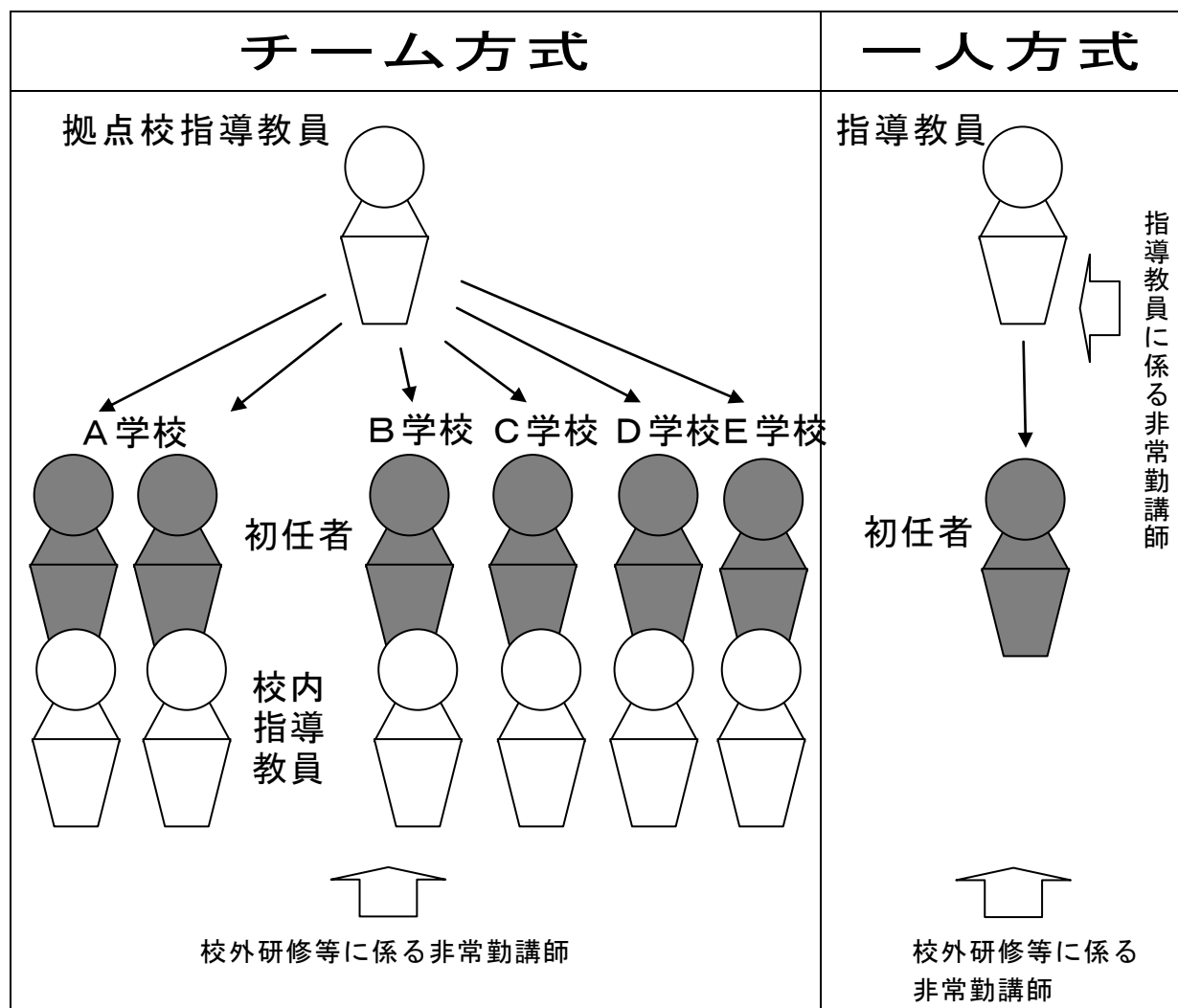
(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

初任者研修の指導方式



【公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正】

■初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

教師としての成長を願って

いよいよ教師としての生活がスタートします。今、皆さんは大きな希望に胸を膨らませ、子供たちとの新たな出会いに夢を描きながらも、果たして授業はうまくできるのだろうか、保護者の期待に応えられるのだろうかなど、いくらかの不安も抱いているのではないのでしょうか。しかし、皆さんはそこで立ち止まっているわけにはいきません。「初任者だから学級をうまくつくれなくて当然」「授業が一人前でなくても目をつぶろう」という甘い考えは、子供や保護者の前では一切通用しないからです。皆さんは、子供たち一人一人に深い愛情と情熱を注ぎ、全力で教育活動に打ち込み、その中で日々自己研鑽に励み、子供たち、保護者や地域の方々から信頼される教師へと成長していかなければなりません。これは初任者に限らず全ての教師に求められることです。

皆さん一人一人が教師として成長していくことは、同時に子供たち一人一人の確かな成長につながっていきます。皆さんには、「熱い心をもって、子供と共に汗をかき、子供と共に活動する教師」「子供のよさに目を向け、子供から学び、子供と共によりよく生きようとする教師」「寂しい思いをしている子供はいないか、一人一人の心のありようを深く見つめられる教師」を目指してほしいと願っています。そのために、近くにいる先輩教師の実践に学び、保護者の願いや思いを誠実に受け止め、分からないときや行き詰まったときには、一人で抱え込まずに同僚に相談する姿勢を大切にしましょう。

とりわけ初任からの3年間は、これからの長い教師生活の土台を築き上げる最も大切な期間であり、様々な研修が準備されています。特に初任者研修は、教育公務員特例法に位置付けられ、「実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。研修においては、「参加する」「受講する」といった受動的な構えではなく、自ら積極的に「求めていく」構えが大切となります。皆さんが意欲をもって主体的に取り組み、教師としての成長に役立つ機会となることを期待します。

本書は、初任者研修に臨む際、あるいは日々の実践の折りによりどこになる資料として作成しました。本書が有効に活用されることを切に願っています。

平成29年3月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

目 次

1 初任者研修の指導体系

- | | |
|---------------------|-----|
| （１）研修の全体像 | 1 |
| （２）校内研修 | 2 |
| （３）校外研修〔教育研修課主催の研修〕 | 3～4 |

2 基礎的素養

- | | |
|----------------|-----|
| I 教師としての心構え | 5～6 |
| II 期待される教師像 | 7 |
| III 社会人としての心構え | 8～9 |

3 学習指導

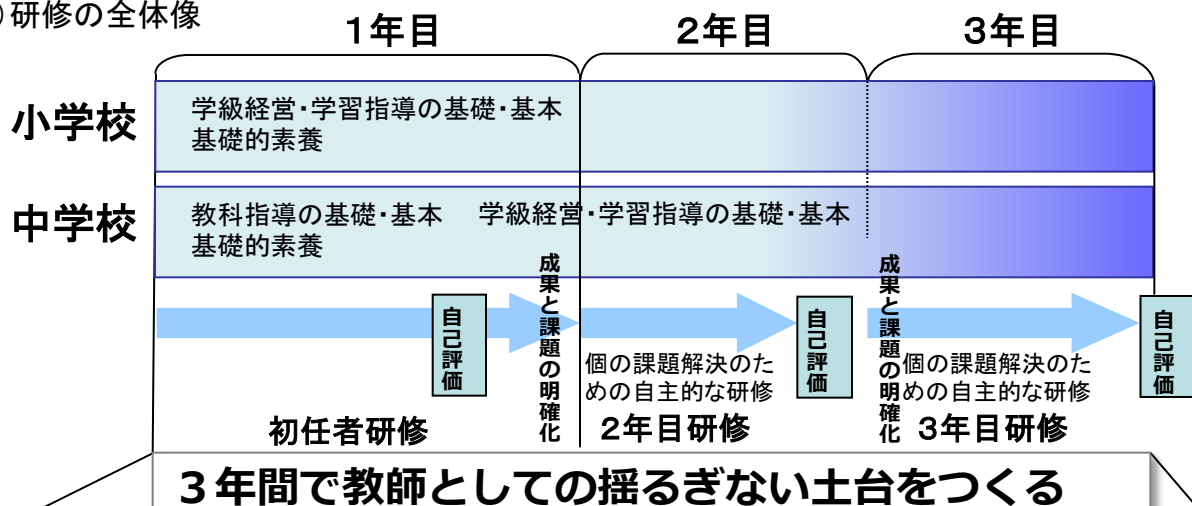
- | | |
|---------------|-------|
| IV 各教科 | 10～11 |
| V 道徳 | 12～13 |
| VI 小学校 外国語活動 | 14 |
| VII 総合的な学習の時間 | 15 |
| VIII 特別活動 | 16 |

4 資 料

- | | |
|---------------------|----|
| ・ 自己評価票（3年間で目指す教師像） | 17 |
| ・ 教師の一日 | 18 |
| ・ 子どもたちの命を守りきる | 19 |
| ・ 学級経営とは | 20 |
| ・ 教職員の服務 | 21 |
| ・ 宿泊研修について | 22 |

1 初任者研修の指導体系

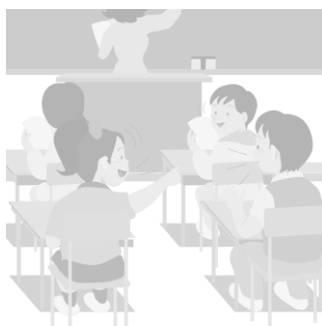
(1) 研修の全体像



校内研修

(年間180時間以上)

* 教職大学院卒業者は、
年間90時間以上とする。



校内における具体的実践
に基づいて、学習指導や
学級経営等を研修します。
(P2参照)

校外研修 (年間19日)

○総合教育センターを主会場とする研修 (3日)

主に誰もが身に付けるべき基礎的素養(社会人としてのマナー、メンタルマネジメント等)、教職員としての服務、情報教育、教育活動の今日的な課題等について研修します。(P3・4参照)

○乗鞍青少年交流の家での宿泊研修 (3泊4日)

教科別の研修や望ましい集団づくりの研修等を通して、教科指導力、学級経営力を身に付けると共に、チームで創造的に仕事をする力を高めます。

○教育事務所主催の研修 (8日)

【授業研修(4日)】

主に教科、領域等の実践的指導力を高める基礎・基本について研修をします。示範授業、研究授業等、教師や児童生徒の姿をもとに研修をします(具体は各教育事務所から説明されます)。「小学校教諭 特別支援学級・通級指導学級」で採用された初任者は、この内3日を「特別支援学級・通級指導学級(小)新任担当教員研修」の受講により研修に替えます。

【連携校研修(4日)】

連携校の初任者でチームを組み、研修課題を設定し拠点校指導教員の指導・助言を受けながら、その解決に向け示範授業を参観したり、研究授業や授業研修等を行ったりすることで、実践的指導力やチームで創造的に仕事をする力を磨く研修をします。「小学校 新規学卒者の学級副担任及び学級担任」は、「スタートアップ・プラン」センター校研修の参加日数分をこの研修に替えます。

○市町村教育委員会主催の研修 (4日)

(具体は各市町村教育委員会から説明されます。)

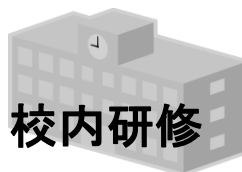
主に地域の理解や地域連携について、「地域における豊かな社会性を育む研修」として、人とのふれあいなどのある企業や公共施設等での体験的な研修をしたり、普通救命講習を受け、子どもの命を守りきる研修をしたりします。

教育
研
修
課

教
育
事
務
所

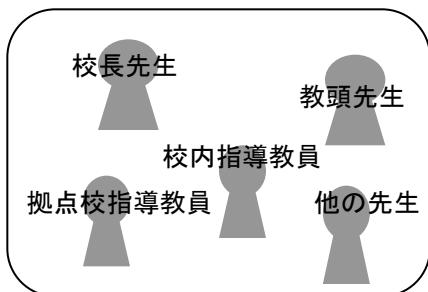
市
町
村
教
育
委
員
会

指導を求める姿勢を大切に

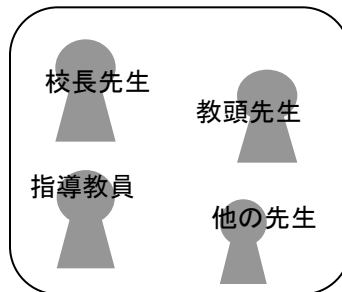


年間180時間以上、各学校において研修内容が計画されます。

チーム方式の学校では



一人方式の学校では



学習指導

示

示範授業



指導教員の先生方の授業を参観しながら学びます。

研

研究授業



初任者による実際の授業を指導教員の先生方に見ていただきます。

授

授業研究



示範授業や研究授業をもとに、授業について指導を受けます。

一般指導

般

一般指導



生徒指導やPTA活動、学級経営など学校教育に関する基礎的素養について指導を受けます。

計画に位置付いた研修

一週間に6時間程度、時間割に位置付けて計画的に指導を受けます。それぞれの研修の目的をはっきりとさせ臨むことが大切です。

自ら指導を求める

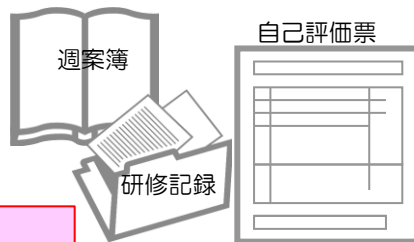
昨年度1年間で成長した初任者に共通したものは「必要だと感じた時には先輩の先生方に迷わず相談をもちかけ、指導を求める」姿勢でした。計画にはありませんが、これこそ大切な校内研修と言えます。

実践に生かしましょう！

一人で抱え込まない

分からないことや行き詰まったことがあったら、一人で抱え込まず相談できる自分になりましょう。

計画に基づいて指導を受ける



指導を受けたことや実践に生かすための計画等を、週案簿や研修記録等にしっかり残していくことも大切です。

自己評価票(3年間で目指す教師像)は、21の項目で述べてあります。「今、自分はどこまでできていて、どこが課題なのか」を点検するよりどころにしましょう。(P17参照)

(3) 校外研修〔教育研修課主催の研修：総合教育センターを主会場とする研修〕

教師としての使命感の高揚及び幅広い知見の獲得

①会 場

地区により会場が異なる。総合教育センターを主会場とし、TV会議システムで研修する。

- ・岐阜地区：総合教育センター（岐阜市藪田南5-9-1）
- ・西濃地区：西濃総合庁舎（大垣市江崎町422-3）
- ・美濃・可茂地区：【第1・3日目】可茂総合庁舎（美濃加茂市古井町2610-1）
【第2日目】国際たくみアカデミー（美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3）
- ・東濃地区：恵那総合庁舎（恵那市長島町正家後田1067-71）
- ・飛騨地区：飛騨総合庁舎（高山市上岡本町7-468）

②日程と内容

期 日	時 刻	内 容	講 師
第1日目 5/9 (火) TV会議	9:30	【オリエンテーション】	講座担当者
	9:40	・初任者研修についての心構え・注意事項等	
	9:40	【講話】	教職員課 教育主管
	10:30	・教師の服務について	
	10:40	【講義・演習】	学校安全課 課長補佐
	11:30	・児童生徒理解について	
	11:40	【講義】	体育健康課 課長補佐
	12:00	・給食における異物混入・食物アレルギー対応について	
	13:00	【講話】	義務教育総括監
第2日目 6/20 (火) TV会議	13:50	・初任者に望むこと	
	14:00	【講義・演習】	講師
	15:30	・社会人としてのマナー	
	15:40	【講義】	各会場担当者
	16:00	・今後の研修について	
	16:00	【研修のまとめ】	各会場担当者
		・振り返りカードの記入 連絡事項等	
	9:30	【オリエンテーション】	講座担当者
	9:40	・本日の研修について	
第3日目 2/20 (火) (西濃・東濃・ 岐阜・美濃・ 可茂・飛騨) TV会議	9:40	【講義・演習】	講師
	11:00	・メンタルマネジメント	
	11:10	【講義・演習】	学校安全課 課長補佐
	12:00	・学校における情報モラル教育	
	13:00	【講義・演習】	講座担当者及び 各会場担当者
	13:50	・家庭との連携について	
	14:00	【講義・交流】	講座担当者及び 各会場担当者
	15:50	・宿泊研修について（宿泊研修の目的、概要の説明）	
	16:00	【研修のまとめ】	各会場担当者
第3日目 2/20 (火) (西濃・東濃・ 岐阜・美濃・ 可茂・飛騨) TV会議		・振り返りカードの記入 連絡事項等	
	9:30	【オリエンテーション】	各会場担当者
	9:40	・本日の研修について	
	9:40	【講義・演習】	各教科担当者
	12:00	・教科指導の在り方について	
	13:00	【講話】	教育研修課 研修企画監
	13:50	・学び続ける教師として	
	14:00	【講義・演習】	各会場担当者
	14:30	・経年研修の意義と受講について	
第3日目 2/27 (火) (岐阜・美濃・ 可茂・飛騨) TV会議	14:40	【実践交流】	各会場担当者
	15:50	・1年目の成果と2年目の自己課題について	
	16:00	【研修のまとめ】	各会場担当者
第3日目 2/27 (火) (岐阜・美濃・ 可茂・飛騨) TV会議		・振り返りカード及びアンケートの記入等	

③当日の持ち物

教育研修課主催の研修（総合教育センターを主会場とする研修）で必要なものは次のとおりです。

- ・「平成29年度初任者研修の手引 - 初任者用 -」「名札」「研修記録カード」
- ・「輝く瞳と素敵な笑顔を求めて」（岐阜県教育委員会 平成26年1月発行）（第3日目のみ持参する）
- ・今までに実践した自分の中学校の免許教科の単元（題材）指導計画（第3日目のみ持参する）
- ・その他、別途指示されたもの（宿泊研修事前調査票等）があれば持参する。

④研修の役割分担について

- ・毎回の研修では、スムーズに運営するため受付・会場等の役を進んで受け持ちましょう。

⑤勤務校への報告（復命）について

- ・総合教育センター研修のファイルを用意し、研修資料や講話時にとったメモ等を綴じて整理するようにしましょう。
- ・校長先生への復命は、資料やメモを持参の上、研修の内容や成果、今後の課題を報告しましょう。拠点校指導教員や校内指導教員、指導教員の先生にも報告しましょう。

⑥欠席・遅刻・早退（届）について

- ・研修時にやむを得ず欠席などする場合には、校長先生や教頭先生に報告し、必ず所定の手続きをとっていただきます。その場合は欠席届が必要です。
- ・会場へ向かう途中で何かトラブルがあり、開始時刻に間に合いそうにない場合には、所属校及び総合教育センター教育研修課に連絡しましょう。

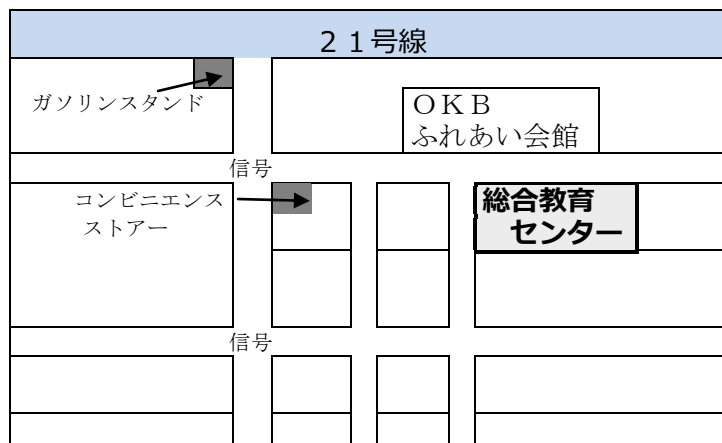
【岐阜県総合教育センター 教育研修課 基本研修係 TEL 058-271-3326】

⑦交通安全について

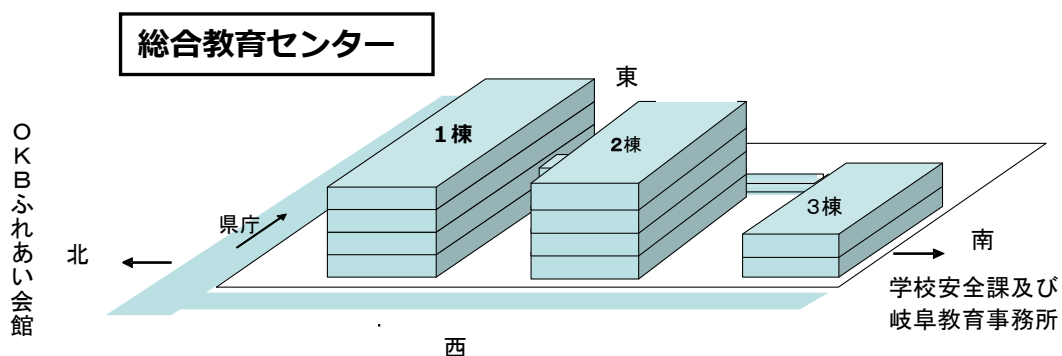
- ・駐車が困難な場合もあります。できる限り公共交通機関を利用するようにしましょう。
- ・自家用車を利用する場合は、くれぐれも交通安全に留意しましょう。
- ・初めて行く研修会場については、事前に下調べをするなど、気持ちに余裕をもって移動できるように心掛けましょう。
- ・万が一事故が起きた場合は、まず所属校へ連絡しましょう。次に、総合教育センター教育研修課に連絡しましょう。

⑧総合教育センターの駐車場・会場（対象：岐阜地区初任者）

- ・総合教育センターの研修者用駐車台数は限られています。公共交通機関の利用に御協力願います。
- ・総合教育センターでの研修会場は、第1棟 4階 大研修室です。



4



2 基礎的素養

1 教師としての心構え

1 教師の職務

公立学校の教師は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければなりません（**憲法第15条、教育基本法第9条、地方公務員法第30条、第35条**）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（**地方公務員法第32条**）、信用失墜行為の禁止義務（**地方公務員法第33条**）、職務上知り得た秘密を守る義務（**地方公務員法第34条**）などを遵守して、服務の厳正を期することが大切です。

2 教育の目指すもの

(1) 教育基本法、学校教育法に示されている教育の目的、目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われます（**教育基本法第1条**）。

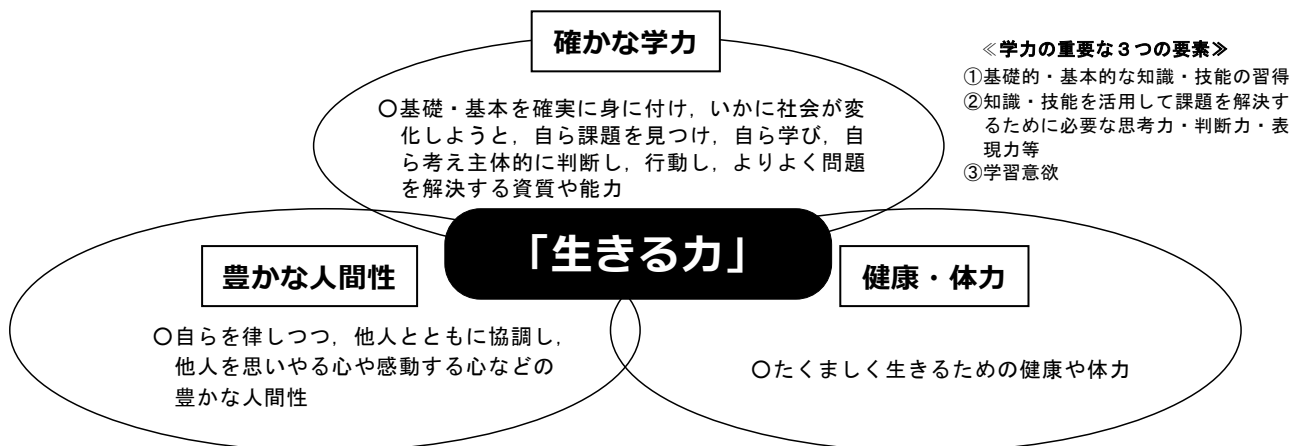
また、その目的を実現するため、「①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（**教育基本法第2条**）。

さらに、義務教育では、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」を目的としています（**教育基本法第5条2**）。

そのために、「①学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。②学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。③我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」を目標（**学校教育法21条**）として行われます。

(2) 「生きる力」の育成が必要とされる背景

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「**知識基盤社会**」の時代を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっています。



(3) 岐阜県がめざす教育

岐阜県では、平成26年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「第2次 岐阜県教育ビジョン」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、平成26年度から平成30年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

第2次 岐阜県教育ビジョン

基本理念

「ぎふの人間像」の実現

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この理念に基づいて、岐阜県の子どもたちには、「清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心）」をはぐくんでいくとともに、自立力・共生力・自己実現力の3つの力をバランスよく身に付けさせていきます。

【3つの力】

- 自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯を通じて自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応しながら、たくましく生き抜いていく力（**自立力**）
- 他者との共感や思いやりに基づき、「人と人、人と社会、人と自然」との関わりやつながりを大切にし、協調性をもって豊かな人間関係を広げ深めていく力（**共生力**）
- 想像力と創造力を発揮しながら、高い志をもって夢に挑戦し続け、グローバルな視野で様々な課題を考えつつ、身近な地域や社会の発展のために貢献できる力（**自己実現力**）

【地域社会人とは】

岐阜県で生まれ育った子どもたちが、将来この「ふるさと岐阜」の地に根を下ろし「3つの力」をバランスよく身に付けながら、

- ①社会を生き抜くための確かな学力と自己肯定感に裏付けされた豊かな人間性を備え、
- ②高い志とグローバルな視野をもって未来を切り開く新しい価値を創造し、
- ③個人や社会の多様性を尊重しつつ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、
- ④「清流スピリット」を次の世代へとつなげていくことができる

人材を、「地域社会人」と位置付けています。

また、少子高齢化や過疎化が進む中、それぞれの地域における人々の暮らしや自然、文化や産業など、地域社会が今後も持続的に発展していけるかという観点から、問題意識をもって学び、行動できる人材の育成を図ります。

基本目標《基本理念の実現に向けた5つの方向性》

- 【基本目標1】確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進
- 【基本目標2】豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
- 【基本目標3】魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進
- 【基本目標4】学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進
- 【基本目標5】生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進

👉詳しく学ぶために

<岐阜県教育委員会ホームページ>「岐阜県教育ビジョン」

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kyoiku-iinkai/17765/seisaku/index_6097.html

II 期待される教師像

1 岐阜県が求める教師像

岐阜県では、次のような教師を求めています。

- ・幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師
- ・誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師
- ・指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師

望ましい教師像が描かれたとしても、それをすぐに実行することはなかなかできません。努力の方向を見据えながら日々の教育活動を意識的に行う積み重ねが、望ましい教師像に迫る一番の近道です。参考までに、先輩諸氏があげている日常の教育活動の中でもち続けたい信条や留意点を紹介します。日々の実践の中で生かすよう心がけてください。

2 教師としてもち続けたい信条

＜接する態度＞

- ① 児童生徒が心から好きである。
- ② 児童生徒に公平に接し、ひいきをしない。
- ③ 児童生徒と共に学び、児童生徒からも謙虚に学ぶ心をもち続ける。

＜勤 務＞

- ④ 情熱をもって、何事にも誠実に、真剣に取り組む。
- ⑤ 信頼・協調・協同の姿勢を大切にする。そして自ら求め進んで働く。
- ⑥ 理性的に取り組むことと、情熱的に取り組むことの両面をもつ。

＜生きがい＞

- ⑦ 必要な困難には果敢に挑戦し、常に一步前へ進むことを目指して創造する気持ちをもつ。
- ⑧ 教育に関する教養はもとより、一般教養も深くもち、幅広く吸収しようとする。
- ⑨ 忙しいからこそ、情報の収集・整理・活用、累積的な研究が必要であるという自覚をもつ。
- ⑩ 「子供の中に生きる」「生き方として教師の道を選んだ」という自覚をもつ。

3 日常活動における留意事項

- ① 場にあった服装をする。
- ② 地域・PTAとの交流は、節度をわきまえて、親身になって行う。
- ③ 電話・外来者には、親切・丁寧・誠実に対応する。
- ④ 対外的なことは優先して対応する。
- ⑤ 声量は、場に応じて、ほどよいものとする。
- ⑥ はじめの5分で勝負する気構えをもつ。
- ⑦ 優しさと厳しさの両面を兼ね備えて、児童生徒に接する。
- ⑧ 顔と名前を早く覚える努力をする。
- ⑨ 登校する子供を教室で迎えるようにする。
- ⑩ あいさつは“させる・させられる”のではなく、“する”となるよう心がける。
- ⑪ “ほめて育てる”と“叱るべきことは叱る”の調和を大切にする。
- ⑫ 「〇〇科を教える」のではなく「〇〇科で教え育てる」心がけをもつ。

「学ぶ教師のみ子供を教えることができる」「うしろ姿で教える」「継続は力なり」とはよく言われますが、初任の年は、これからの長い教師生活の中で最も勉強できるときです。人格を陶冶できる格好の時期でもあります。教師としての基礎は、初任から数年の間に築かれると言われています。心して努力しましょう。

Ⅲ 社会人としての心構え

1 職場での心構え

組織は「人」と「仕事」と「階層」で成り立っています。しかも成員は共通の組織目標に向かって、それぞれの役割にしたがい、個人の能力を最大に発揮できるものでなければなりません。

(1) 大切な協調性

- ① 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。
- ② 組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いているので、それぞれの立場の人々の役割を理解することが大切です。
- ③ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。
- ④ 公私混同をしないように心がけることが大切です。
- ⑤ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけることが大切です。

(2) 積極的な姿勢

- ① 初めは分からないのが当たり前です。何でも上司や先輩に積極的に聞くことが大切です。
- ② 職場で行われる懇親のための行事やレクレーションなどには、進んで参加しましょう。
- ③ 積極的に人間関係をよくするように努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。
- ④ 批判するより、まずは自ら行動することを心がけましょう。
- ⑤ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行しましょう。
- ⑥ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることは、大切なことです。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをするところではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないことが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」、上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右するので、常に注意することが必要です。

- ① 明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼しあい、よい人間関係をつくるように努力しましょう。
- ② 相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。
- ③ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。
- ④ 身のまわりの整理整頓に気を配りましょう。

常に健康ではつらつと、身のまわりを明るく清潔に、働きやすく整理整頓していると、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進められます。

(4) 正しい話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

言葉は、自分の考えを他人に伝えるコミュニケーションの手段です。こちらの考えていることを、正確に相手に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方で随分感じが違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア 正しい話し方はまず挨拶から

- ① 誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。
- ② 朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。
- ③ 呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけましょう。
- ④ 依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。
- ⑤ 出張から帰ったときは「お世話になりました」というお礼、そして復命を必ず行いましょう。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

- ① 俗語や方言をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。
- ② 大切な要点は、メモで整理しておいてから話すようにしましょう。

- ③ 相手の話の腰を折らないようにしましょう。
- ④ 工作中、会話中の方に話しかけるときは、仕事、話の区切りを待ってから、話しかけるようにしましょう。
- ⑤ 座って仕事をしているときに立っている方に話しかけられたら、立って対応するようにしましょう。
- ⑥ 明るい声で、はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語に注意）

- ① それで結構ですか。 (×) → それでよろしいでしょうか。
- ② 今何と申しましたか。 (×) → 今何とおっしゃいましたか。
- ③ 学校へ参りませんか。 (×) → 学校へいらっしゃいませんか。
- ④ 校長先生はいらっしゃいません。 (×) → 校長は不在です。

(5) 来客の応対

誰に対しても分け隔てなく親切に、丁寧に、しかも誠実に対応することが大切です。

ア 来客を迎えるとき

- ① 椅子に腰掛けたままでなく、必ず立ち上がって迎えましょう。
- ② 来客が困らないよう、気が付いた人が率先して対応しましょう。

イ 案内するとき

- ① 来客とあまり間隔を空けないで、斜め前に立って案内をします。
- ② どんな場合でも来客優先を忘れないようにしましょう。
- ③ ドアの開閉は、外開きの場合は、来客を先に招き入れ、内開きの場合は、先に室内に入ってから招き入れます。

ウ 見送るとき

- ① ドアのところか、玄関のところまで見送りましょう。
- ② 自動車の客には、発車に際して一礼して見送りましょう。最後の印象は大切です。

(6) 電話の応対

電話の応対では相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

- ① いつもメモを用意するようにしましょう。
- ② 適切な音量を心がけましょう。大声はまわりに迷惑をかけ、相手にも聞きづらいものです。
- ③ 相手によって態度を変えないようにしましょう。また、相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには、誠実にお詫びをしましょう。
- ④ 私用で電話を使うことは慎みましょう。
- ⑤ 敬語を正しく使いましょう。

イ 電話をかけるとき

- ① 何を話すか決め、要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
- ② 相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しましょう。
- ③ 感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。
- ④ 長電話にならないように的確に用件を話し、終わりにには忘れずに挨拶をしましょう。
- ⑤ 電話を切るときには、相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

- ① ベルが鳴ったらできるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認しましょう。
- ② 3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」を必ず言いましょう。
- ③ 用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱して、伝言は必ず伝えましょう。
- ④ 調べて答えるときは長く待たせないようにします。長くかかるようならいったん切ってかけ直しましょう。
- ⑤ 個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、いったん電話を切って、校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ① 誰に用件があるかを確かめ、迅速にその人に取り次ぎましょう。
- ② 指名の人が不在のときは、こちらからかけ直すか、いつ連絡が取れるかを知らせましょう。
- ③ 自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

3 学習指導

IV 各教科

1 学習指導にあたって

学習指導は、学校の教育活動の中核をなすものであり、教師の生命ともいえるべきものです。したがって、学習指導の実践の場である授業をいかに行うかは、教師にとって最も重要な課題です。授業に臨むにあたっては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえるとともに、児童生徒一人一人が、自分のよさを生かして、主体的に課題を解決し、豊かに成長することができるよう、教師は常に自らの授業を振り返り、授業改善のための創意工夫に努めなければなりません。そのためには、様々な学習形態や指導方法等を理解し、習熟し、学習の目的に応じて、それらを柔軟に使えるようにすることが大切です。また、教師が教え込むスタイルの授業ではなく、児童生徒の活動を重視し、児童生徒一人一人を主体とした授業実践に努める必要があります。また、このような実践を通して、生涯にわたって学び続ける意欲と態度をもった児童生徒を育てていくことが大切です。

(1) 学習指導にあたっての留意点

① 個性を尊重すること

個性とは、意欲や態度、思考や判断、表現及び行動等におけるその子の特性（よさ）です。とりわけ学習指導において個性を尊重するためには、常に愛情ある児童生徒理解を心がけることが大切です。

② 基礎・基本を重視すること

基礎・基本とは、豊かに生きていくために必要な資質や能力であり、言い換えれば学習指導要領の目標及び内容のすべてといえるもので、児童生徒に必ず身に付けさせたいものとして、確実な定着を図らなければならないものです。また、基礎・基本は児童生徒が主体的に活動する中で獲得させていくことが望ましいものです。そのためには、学習のねらいを明確にして、主体的に取り組ませるとともに、教師が教えるべき内容については、きちんと教えることも必要です。さらに、定着を図るため、個に応じた指導などの工夫や時間の確保が大切です。

③ 自主的、自発的な学習を推進する指導計画を作成すること

児童生徒の興味・関心を生かして学習活動を展開することは、児童生徒の学習意欲を喚起し、自主的、自発的な学習を行うことにつながっていきます。児童生徒が、自らの課題を意識し、進んで学習しようとする態度が育つように、学習活動の展開の複線化、複数の教師による指導（TTの導入）、集団の人数や学習形態の多様化などに配慮して指導計画を作成することが大切です。

④ 問題解決的な学習や体験的な活動を重視すること

児童生徒が主体的に学んでいく授業を展開するためには、児童生徒が既存の知識や経験を生かしながら、自ら考え、判断したり、表現したりすることを重視した問題解決的な学習指導や体験的な学習活動を、積極的に取り入れていくことが有効な手立てとなります。

⑤ 教材研究を十分行うこと

児童生徒が学ぶ喜びを味わうためには、児童生徒が教科の本質に触れ、理解していくことができるような教材を選択しなければなりません。そのためには、児童生徒の発達段階や実態に応じて、教科書を含めた教材の吟味、精選を行うと同時に、新しい教材の開発にも力を入れることが大切です。

⑥ 児童生徒のよさを伸ばす指導と評価を心がけること

学習活動の様々な場面において、機会を逃さず、共感や賞賛等によって児童生徒に自信をもたせることが大切です。自己評価や相互評価を生かし、さらに児童生徒のよさや可能性を伸ばすために、確かな児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導の充実に心がけましょう。

(2) 単位時間の授業の計画手順

初任者の先生に必要なことは、「授業の計画をしっかりと立て、どの子どもが分かる、できるようになるための教材研究を惜しまない姿勢」と「授業の子どもの姿から学び、たゆまず指導の改善に努める姿勢」です。

次は、単位時間の授業を計画する際、必要な手順や心構えを示したものです。これを参考にして、各学校の方針や子どもの実態等に応じて計画を立ててみましょう。

＜教科の授業の例＞

① 本時の「ねらい」を明確にする。

- ・この時間に“児童生徒がどのようなことを目指すのか”をはっきりさせる。

そのためには・・・

- 単元や題材の「指導計画」を十分理解しておくことが必要です。
- 本時の終末に児童生徒が何と言えよいかを明確にしておきましょう。

② 「課題」を明確にする。

- ・「今日はこのことを学習します」ではなく、児童生徒の「この時間には、このことを分かるようにしたい、できるようになりたい」という課題意識を全体で確認します。

そのためには・・・

- 児童生徒が“必然”や“魅力”を感じながら課題をもてるよう具体物や事象の提示の工夫に努めましょう。
- 本時の「ねらい」を具現する「課題」であるかどうかを、十分検討しましょう。

③ 「課題を解決する学習活動」を工夫する。

- ・どのような学習活動ができれば「課題」を解決することになるのか、構想を明確にします。

そのためには・・・

- 本時のねらいを具現するために、児童生徒の実態を踏まえ、教材や教具、資料、道具等を準備することが大切です。
- 一斉・グループ・ペア等、学習形態の工夫にも目を向けてみましょう。
- 児童生徒が学び合いによって、学習内容をより深めたり、より確かなものにしたりしていけるようにすることが大切です。

④ 「課題」を解決できているか、その状況をつかみ、援助を行う。

- ・特に「課題を解決する場」の後半においては、どの子どもがねらいを達成できているかに目を向けることが大切です。

そのためには・・・

- 事前に「このような状況が認められれば本時のねらいをおおむね達成できていると判断できる」といった具体的な判断のよりどころを明確にしておきましょう（「評価規準」といわれるものです）。
- 今までの授業をもとに「本時はこの子がつまずきそうだ」という予測をもち、計画的に机間指導を行いましょう。
- 援助が必要な子への具体的な手立てを考えておくことも必要です。

⑤ 「本時に何を学習したのか」を全体で確認する。

- ・授業の終末には、学習したことを全員で確認し合うとともに、力を合わせて課題を解決できたことを価値付けるようにします。そして、次時の学習の意欲につなげます。

そのためには・・・

- 感覚的なものではなく、「〇〇さんの〇〇という発言で・・・」というように具体的な事実で認め合えるような場を、事前に計画にしておきましょう。
- 各教科で共通する「学び方」や教科独自の「学び方」について具体的な手立てを講じて指導することが大切です。例えば、掲示物やプリント資料で示したり、「学び方」が身に付いている児童生徒の姿を実際の授業の場で価値付け、他に紹介したりすることなどが効果的です。

🔍詳しく学ぶために

※学習指導案の作成や単位時間の展開案の作成等に関しては、岐阜県総合教育センターのホームページの「関係資料を読む」の「調査・研究」→「授業改善アクションプラン」等も参照しましょう。

http://www.gifu-net.ed.jp/ssd/sien/gakuryokusougou_suisin/top/index.html

V 道 徳

1 道徳教育の目指すもの

(1) 目標について

道徳教育が目指すのは「学校の教育活動全体を通して、児童生徒に道徳性を養うこと」です。そのため、道徳というと、通常「道徳の時間（特別の教科 道徳）」（以下「道徳科」）で行うものだと思いますが、実は、「道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」になるわけです。私たちは、道徳科の授業はもちろんのこと、その他の各教科や領域においても道徳教育を充実させ、児童生徒一人一人に「よりよく生きるための道徳性」を育成していく必要があります。

【参考】小・中学校学習指導要領における「目標」に関する記載内容 ※（ ）は中学校
《道徳教育の目標》

自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

《道徳科の目標》

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 内容について

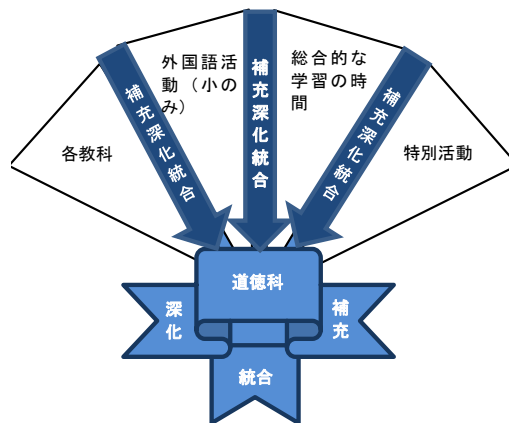
平成27年3月27日に、道徳に係る小・中学校学習指導要領が一部改正になりました。その大きな改正点は、道徳の時間が「特別の教科 道徳（道徳科）」になったことです。それにとともなって、指導すべき内容（4つの視点）が下記のように順序変更されました。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

これらの視点から、小学校第1・2学年では19の内容項目、第3・4学年では20の内容項目、第5・6学年と中学校では22の内容項目が、道徳の内容項目として示されています。項目ごとの詳細については、「小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」を必ず熟読し指導しましょう。

(3) 道徳科と各教科や領域の役割

道徳教育を推進する際、「学校の教育活動全体を通して道徳性を養う」ために、道徳科の役割とその他の教科や領域の役割を明らかにして指導します。道徳科では「道徳的实践力（道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度）」を育成し、各教科や領域では「実際の道徳的实践」の指導を行います。これは、道徳科において内面的資質を指導（急がば回れ）し、各教科や領域において実際の実践の指導（鉄は熱いうちに打て）をするということです。それらは、「補充」「深化」「統合」でつながっています。こうした役割を自分で確認しながら、全教育活動を通して児童生徒の道徳性を養っていきましょう。



道徳科=道徳的实践力（内面的資質）の育成

急がば回れ！

例) いじめをしない資質を育てる指導



各教科や領域、日常の指導=道徳的实践の指導

鉄は熱いうちに打て！

例) いじめをやめさせる指導



友情

親切

誠実

礼儀

公正公平

規則遵守

寛容

2 道徳科の指導について

(1) 指導の基本方針

※ () 中学校

- (1) 道徳科の特質を理解する。
- (2) 教員と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係（信頼関係や温かい人間関係）を基盤におく（置く）。
- (3) 児童生徒の（内面的な）自覚を促す指導方法を工夫する。
- (4) 児童生徒の発達や個に応じた指導（方法）を工夫する。
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする。
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。

《道徳科の特質》

児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる一定の道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間。

(2) 学習指導過程

※ () 中学校

学習指導過程	具体的な工夫
導 入	・ 本時の主題に関わる問題意識をもたせる。 ・ 教材の内容に興味や関心をもたせる。など
展 開	・ 教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の考え方や感じ方を生かす。 ・ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考えることができるようにする。 ・ 児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解できるようにする。 ・ （自分の問題として受け止め、深く）自己を見つめるなどの学習が深まるようにする。
終 末	・ 学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめるようにする。 ・ 学んだことを更に深く心にとどめることができるようにする。 ・ これからへの思いや課題について考えることができるようにする。

(3) 学習指導の多様な展開

※ () 中学校

学習指導の例	学習指導の構想・例
①多様な教材を生かした指導	・ 伝記、実話、意見文（論説文）、物語、詩、劇等。 ・ 教材から読み取れる価値観を一方向的に教え込んだり、登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにする。 ・ （児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように）問題解決的な学習を積極的に導入する。
②体験の生かし方を工夫した指導	・ 児童が日常の体験やそのときの考え方や感じ方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導を工夫する。 ・ 生徒が日常の体験を想起する問いかけをしたり、体験したことの実感を深めやすい資料を生かしたり、実物の観察や実験等を生かしたり、対話を深めたりする活動や模擬体験や追体験的な表現活動を取り入れたりする。
③各教科等との関連をもたせた指導	・ 各教科等（における学習）と道徳科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期（や教材）を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができる。
④道徳科に生かす指導方法の工夫	・ ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程等に応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていく。そのために、教員自らが多様な指導方法を理解したり、コンピュータを含む多様な機器の活用方法などを身に付けたりしておくとともに、児童生徒の発達の段階等を捉え、指導方法を吟味した上で生かすことが重要である。 ・ 教材を提示する工夫、発問の工夫、話合いの工夫、書く活動の工夫、動作化や役割演技など表現活動の工夫、板書を生かす工夫、説話の工夫等。

📖詳しく学ぶために

※道徳の時間（道徳科）の具体的な指導事例としては、岐阜県総合教育センターのホームページの「関係資料を読む」の「教科等のページ」→「道徳」に掲載してある「児童生徒の心に響く道徳の時間の指導」等も参照しましょう。 <http://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/doutoku/doutokumokuji.htm>

VI 小学校 外国語活動

1 目標とその要点

外国語活動の目標は、下記のように設定されています。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

この目標については、次のようなことに配慮されています。

- ・外国語活動の目標をコミュニケーション能力の素地を養うこととし、中学校との連携を図った。
- ・外国語を用いて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置いた。
- ・外国語活動の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標とした。

2 内容の要点

指導する内容については、外国語活動の目標を受けて次のようなことが配慮されて設定されています。詳細は、「小学校学習指導要領解説 外国語活動編」を熟読した上で指導しましょう。

- ・外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めるための内容との二つとした。
- ・目標にある「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる」ことは、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせる内容の中に含めた。

3 今後の見通し

現在は次のような時間数で外国語活動が行われています。

国語や算数などの教科としてではなく領域として外国語活動を実施し、学級担任が指導する。
・5年生 年間35時間（週1時間） ・6年生 年間35時間（週1時間）

【グローバル化に対応した英語教育開会実施計画（平成25年12月文部科学省発表）】

- ・小学校における英語教育の強化
- ・2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育を展開

2020年（平成32年）からは次のように行われる予定です。

○中学年（3年生及び4年生）

- 活動型
- ・年間35時間（週1時間程度）
 - ・コミュニケーション能力の素地を養う。
 - ・学級担任を中心に指導する。

○高学年（5年生及び6年生）

- 教科型
- ・年間70時間程度（週2時間程度） ※帯の時間も活用可
 - ・初歩的な英語の運用能力を養う。
 - ・英語指導力を備えた学級担任と専門教員で指導する。

※小・中・高を通じて英語によるコミュニケーション能力を確実に養う。

VII 総合的な学習の時間

1 目標について

総合的な学習の時間は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、「**横断的・総合的な学習**」や児童生徒の「**興味・関心等に基づく学習**」等、各学校、各教職員の創意工夫を生かした教育活動です。そうした教育活動にするために、総合的な学習の時間の目標として、次の五つの要素を盛り込んでいます。

- (1) **横断的・総合的な学習**や**探究的な学習**を通すこと
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- (3) **学び方やものの考え方**を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の生き方を考えることができるようにすること

この中で、特に**横断的・総合的な学習**、**探究的な学習**、**学び方やものの考え方**、を大切にして授業を行います。

(1) 横断的・総合的な学習 = **学習の領域的な広がり**

■ 総合的な学習の時間の3つの課題

グローバル	横断的・総合的な課題（国際理解、情報、環境、福祉・健康など）
パーソナル	児童生徒の興味・関心に基づく課題
ローカル	地域や学校の特質に応じた課題

- ◎一つの教科等の枠に収まらない課題に取り組む学習活動を通して、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが児童生徒の中で総合的に働くようにして領域的な広がりを生じさせるようにします。

(2) 探究的な学習 = **学習の過程の在り方**

■ 探究の過程

- ①【課題の設定】 体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
 - ②【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。
 - ③【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
 - ④【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。
- ◎探究の過程を位置付けて、**問題解決的な学習**が**発展的**に繰り返されていく一連の学習活動になるようにします。

(3) 学び方やものの考え方 = **総合的な学習の時間＋各教科等**

■ 学び方やものの考え方の内容

- ①総合的な学習の時間に応じたもの（課題の見付け方、整理・分析の仕方等）
 - ②各教科で身に付けた見方や考え方（比較する、分類する、関連づける、類推する等）
- ◎総合的な学習の時間に応じた学び方やものの考え方に、各教科で身に付けたものの見方や考え方を活用することで、各教科で学んだことの有用性を実感できるようにします。

2 内容の取扱い

内容の取扱いについては、次のことに留意する必要があります。詳細は、「小・中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」を参考にしましょう。

- (1) 探究的な学習としての充実
- (2) 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複
- (3) 体験活動と言語活動の充実

VIII 特別活動

特別活動は、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、学力向上の基盤に必要な望ましい人間関係を築き、いじめや不登校などの問題の未然防止など、児童生徒の成長に欠かせない活動です。

特別活動の目標

小学校

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

中学校

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

望ましい集団活動

- ア 活動の目標を全員でつくり、その目標について全員が共通の理解をもっていること。
- イ 活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、それを協力して実践できること。
- ウ 一人一人が役割を分担し、その役割を全員が共通に理解し、自分の役割や責任を果たすとともに、活動の目標について振り返り、生かすことができること。
- エ 一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結び付きが強いこと。
- オ 成員相互の間に所属感や所属意識、連帯感や連帯意識があること。
- カ 集団の中で、互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換や相互の関係が助長されるようになっていること。

特質意義

- 集団活動であること ○自主的な活動であること ○実践的な活動であること

- ア 集団の一員として、なすことによって学ぶ活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付ける活動である。
- イ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動である。
- ウ 児童生徒の個性や能力の伸長、協力の精神などの育成を図る活動である。
- エ 各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの学習に対して、興味・関心を高める活動である。また逆に、各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。
- オ 道徳的实践を効果的に展開できる重要な場や機会であることを積極的に生かして、知、徳、体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

内容

小学校

- ☐ 学級活動…〔共通事項〕
 - (1)学級や学校の生活づくり
 - (2)日常の生活や学習への適応及び健康安全
- ☐ 児童会活動
- ☐ クラブ活動
- ☐ 学校行事

中学校

- ☐ 学級活動
 - (1)学級や学校の生活づくり
 - (2)適応と成長及び健康安全
 - (3)学業と進路
- ☐ 生徒会活動
- ☐ 学校行事

特別活動に期待されること

- 学級経営の充実に貢献します。
- 生徒指導の中核的な時間です。
- 道徳教育に役立ちます。
- 各種の「〇〇教育」に期待されています。
- 自主的・実践的な態度を育みます。
- 自己の成長の自覚を促し、向上心を育みます。
- 共感と秩序のある集団を育てます。

詳しく学ぶために

- ☆「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向けリーフレット）
- ☆「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向け指導資料）
- ☆「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（教員向けリーフレット）
- ☆「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（教員向け指導資料）
以上、国立教育政策研究所
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- ☆生徒指導リーフ「特別活動と生徒指導」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf06.pdf>
- ☆一人一人を大切に『学級経営』実践の手引き
岐阜県教育委員会
<http://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/tokkatsu/hyoushi.pdf>

自己評価票（3年間で目指す教師像）

地 区	学校名	小・中	名 前	1年目学級担任	2年目学級担任	3年目学級担任	担当教科
	立						
	学校						

* 1 学級担任は学年のみ記入，副担任は学年（副）と記入する。 * 2 担当教科は中学校及び小学校専科のみ記入する。

	評 価 項 目	1年目 前 後	2年目 前 後	3年目 前 後
教科指導	①教材研究を大切にして授業に臨んでいる。			
	②授業の目標を明確にして授業に臨んでいる。			
	③指導の流れや要点が明確な分かりやすい板書に努めている。			
	④個に応じた指導を重視し，児童生徒の活躍の場を与えて適切に評価している。			
	⑤授業の中で，仲間と共に学び合う場面を効果的に位置付けている。			
	⑥【小学校】9教科の学習指導要領における目標や内容を理解し，授業を行っている。 【中学校】自分の専門教科の学習指導要領における目標や内容を理解し，授業を行っている。			
	⑦ I C T を積極的に活用し，効果的な指導方法の工夫をしている。			
学級経営	①すべての児童生徒に温かく接し，児童生徒から信頼されている。			
	②朝の会や帰りの会で，児童生徒がよりよい学校生活を送ることを心がけられるような指導をしている。			
	③道徳の時間や特別活動の指導の仕方について工夫をしている。			
	④いじめや差別，生命の安全等に係ることは毅然として指導している。			
	⑤児童生徒に係る情報を保護者と共有し，保護者の思いを受け止めようとしている。			
	⑥児童生徒の実態を把握し，児童生徒同士の望ましい人間関係づくりを進めている。			
	⑦特別支援教育の目標や内容を理解し，その指導に積極的に関わっている。			
事務処理・社会人	①学級の様々な事務処理について理解し，適切に処理している。			
	②教科指導や学級経営について，校内の先生に相談をしながら進めている。			
	③集中して授業の準備等に取り組む等，残業を減らし，健康に留意して勤務している。			
	1日の平均残業時間（ 時間 分）	前 時間 分 後 時間 分	前 時間 分 後 時間 分	前 時間 分 後 時間 分
	④校務分掌の種類，内容等を理解し，自分の役割を誠実にやり遂げている。			
	⑤社会人として服務を守るとともに，マナーを守って勤務できる。			
	⑥他の職員と適切な人間関係を築き，組織の一員として協働的に関わっている。			
	⑦校内で，後輩と共に高まろうとしている。			

【評価は4段階で行う】 1: そう思わない 2: どちらかというと思わない 3: どちらかというと思う 4: そう思う

※1年目は，前期及び年度末，2年目及び3年目は，各年度末に写しを提出していただきます。

◆校長の確認印

1年目		2年目		3年目	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
印	印	印	印	印	印

教師の一日

教師としての生活に慣れない間、このマニュアルを参考にしましょう。（各学校においては、独自の内容が付加されると思います。ここで書かれていることは最低限のことです。）

出 勤 前	・教師としてふさわしい身だしなみをします。また、休暇、遅刻、出張等の勤務に関する諸届は、前日までに確実に提出しておきます。
出勤途中	・時間に余裕をもって出勤します。交通安全に配慮し、万一の場合は、適切な処置をし、速やかに校長に連絡します。
出 勤 後	・職員室に入ったら、他の先生にさわやかなあいさつをします。 ・一日の段取りと準備、職員室の掲示板等の連絡事項を確認します。 ・教室では、室内の状況等を確認し、児童生徒の様子を把握します。 ・職員朝会や打合せでは、メモをして確実に聞き取ります。不明な点は他の先生に迷わず聞きます。
朝 の 会	・児童生徒の健康状態を把握します。 ・学校生活のスタートにふさわしい活動となる内容や進め方を工夫します。 ・連絡のない欠席者については、早急に保護者に確認をして、理由や状況を正しく把握します。 ・原則として、学校ではお金は取り扱いませんが、集金がある場合は朝の会で集め、金庫に入れるなど、お金の取り扱いには細心の注意を払います。
授 業	・「授業で勝負」「子供の姿で勝負」という言葉がよく使われますが、ここに教師としてのすべてが言い尽くされています。児童生徒が学習の仕方を身に付けて、「できた、楽しかった、満足した。」などといえる授業を絶えず求め続けます。 ・どの学校でも、教科、領域等の年間指導計画が作成されています。授業は、年間指導計画に基づいて行くとともに、授業時数を確保していくことが大切です。そのために、教育経営簿（週案簿）を十分に活用しましょう。 ・授業は、始業の合図で始まり、終わりの合図で終わるようにし、教師自ら時間を厳守します。 ・校外へ出る場合は、前日までに、校長、教頭等に届け、許可を得ます。
給 食	・配膳や後片付けの役割分担や方法を工夫し、安全・衛生面に対して細心の配慮をします。特に、手洗いの徹底をします。 ・食事をともにし、学習中には見られない児童生徒の姿をとらえるように心がけます。 ・食物アレルギーなど、児童生徒の実態を確実に把握し、常に対応できるようにします。
清 掃	・手順や役割分担を明確にしたり、めあてづくりや振り返りの場を工夫したりして、児童生徒が主体的に取り組めるようにします。 ・教師もともに活動しながら、見届けや励まし、助言等を行い、美しい環境づくりに努めます。
帰りの会	・一日の事実をもとに振り返りをし、明日からの目標や学校生活への意欲をもてるよう、内容や進め方の工夫をします。 ・下校時の安全や家庭での生活、明日の予定と準備等の指導を行います。
放 課 後	・児童生徒の教育相談や、必要に応じて児童生徒の個別指導を行います。 ・作品の評価やテストの処理を速やかに行い、指導に生かすようにします。 ・一日の授業の反省や児童生徒の生活の様子の記録をとります。 ・今日一日、気付いた児童生徒の姿を教職員間で情報交流します。自分の学級の児童生徒については、自分から進んで情報を得るようにします。 ・自分の校務分掌事務を計画的に行います。 ・机上、ロッカー等の整理整頓に努めます。個人情報に関する文書、電子媒体の管理には十分注意します。 ・教材研究や明日の授業の授業準備等を行います。 ・欠席や早退をした児童生徒の状況把握、保護者への連絡等をします。必要がある場合は、管理職と相談した上で家庭訪問をします。

子供たちの命を守りきる ～こんなときどうする？～

児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、特に「緊急時にいかに対応すべきか」を心得、いつでも動けるようにしておくことは、児童生徒の命にかかわることでもあり最も大切なことです。

各学校に保管してある下記資料の中で、必要と思われる頁をしっかりと読み、コピーするなどして常時保持しておくようにしましょう。

「学校安全 管理・教育の手引き 改訂版」(平成21年3月 岐阜県教育委員会)
 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」(平成21年3月 文部科学省)
 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月 文部科学省)
 「防災教育の手引き」(平成26年3月 岐阜県教育委員会)
 「学校における食物アレルギー対応の手引き」(平成26年12月岐阜県教育委員会)
 「いじめ防止これだけは！」(平成28年2月改訂版 岐阜県教育委員会)

校内で安全にかかわる研修や打ち合わせなどの機会があります。その際、各学校の**危機管理マニュアル**の内容等をしっかりと理解するとともに、いつでも確認できるように保持しておくことが大切です。「頭では分かっている、肝心の緊急時に動くことができない弱さがある」ということを常に頭において、危機管理・子供の命を守りきる安全指導について繰り返し確認をしましょう。

知っておかなければならない最低限の事項を下記に挙げましたので、「**学校安全／管理・教育の手引き 改訂版**」(平成21年3月 岐阜県教育委員会)を読んで確認しておきましょう。

共通して心得ておくべきこと	「学校安全／管理・教育の手引き 改訂版」
■教科指導等において安全上配慮すべきことは？	P 37～75
■校外教育活動において安全上配慮すべきことは？	P 76～81
■始業前、業間時（休み時間等）、放課後、清掃時、給食時において安全上配慮すべきことは？	P 81～82
■プール指導において安全上配慮すべきことは？	P 82～90
■命にかかわる症状と、その際の応急処置の仕方は？	P 157～165
■事件・事故災害時における心のケアの仕方は？	P 149～153

勤務校の「危機管理マニュアル」に基づいて心得ておくべきこと	「学校安全／管理・教育の手引き 改訂版」
■災害（火災・地震・風水害）発生時、どのように行動するのか？	P 133～137
■事故発生時、どのように行動するのか？	P 154～156
■不審者を見かけたとき、どのように対処するのか？	P 97～103

学級経営とは

学級は、「子供たちが伸び伸びと過ごすことのできる場所」であり、「子供たちが自分の興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりのある場所」でもあります。そして、「分かりやすい授業が展開され、分からないことが自然に分からないと言え、学習につまずいたり、試行錯誤したりすることが当然のこととして受け入れられる場所」でもあります。

学級経営とは、このように児童生徒一人一人が大切にされ、児童生徒が自分のよさを見いだして、それを伸ばし、自己存在感や自己実現の喜びが実感できるようにする具体的な営みです。そのために、学習指導と生活指導を統合し、学級内の人間関係の発展を促すこと（人的条件の整備）等のほか、学級の物的条件の整備（教室経営や各種書類整備）等の事務的な側面ももっています。

望ましい人間関係を築く学級経営

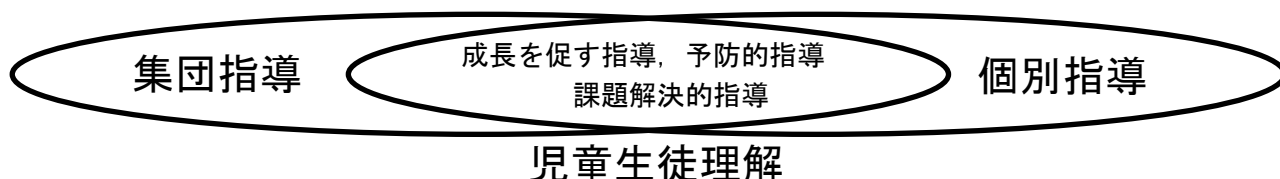
（１）学級経営で大切にしたい５つのポイント

- 児童生徒一人一人を大切にすること
- 児童生徒が自分のよさや可能性を見出すこと
- そのよさや可能性を伸ばすこと
- 自己存在感や自己実現の喜びが実感できるようにすること
- 学級の諸活動が円滑に進められるようにすること（学級事務等）

５つのポイントを大切にすることで、教師と児童生徒の信頼関係を築き、同時に児童生徒相互の信頼関係を築いていくこと、それが望ましい人間関係を築く学級経営の充実へとつながります。

（２）集団指導と個別指導

集団を育成することで個が育ち、個の育ちが集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばすことができます。学級経営を進めていく上では、こうした集団指導と個別指導を学級の実態に応じて、効果的に行うようにしたいものです。



学級事務の内容（例）

※上述の内容を踏まえて、機械的ではなく、学級経営の意図をもって遂行することが大切です。

年度初めの事務	・児童生徒名簿、出席簿、教科用図書無償給与名簿等の作成 ・くつ箱、ロッカー、傘立て等の割当て ・指導要録、健康診断票、歯の検査票、学級会計簿、学級日誌、その他の記録簿等の整備 ・健康調査と資料収集（前任者からの引継を含む） ・健康手帳の作成、通学路、避難経路の指示 ・学習時間割表、日課表の作成、学級組織の編成、学級PTA組織の編成 ・清掃分担、給食当番、日直当番等の決定 ・学級経営案の作成
日々の事務	・作品の処理や評価、学級日誌その他の記録の点検、公文書の処理 ・出席簿の管理、教室環境等の整備、必要に応じて家庭連絡
週間・月間の事務	・週案の記録、出欠席の月末統計等、参観日、行事等の案内・資料等の作成
学期末の事務	・通信簿の作成、諸帳簿の整理提出、休業中の生活に関する留意事項等の家庭への連絡
学年末の事務	・学期末の事務に加えて指導要録等の整理提出 ・卒業にまつわる進路の選択・連絡文書等
中学校での進学・就職に関する事務	・公共職業安定所、高等学校及び各種学校との連絡、進路先調査、進路情報の紹介 ・調査書等、進学・就職に関する書類作成

詳しく学ぶために

- 生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）
- 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）(<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/>)
- 一人一人を大切に『学級経営』実践の手引き（岐阜県教育委員会）(<http://www.gifu-net.ed.jp/kvoka/tokkatu/hyoushi.pdf>)

教職員の服務

服務とは、公務員がその職務に服する場合の在り方をいいます。公立学校に勤務する教員は、地方公務員ですが、一般には教育公務員と呼ばれています。したがって、その服務については、地方公務員法（以下「地公法」）によりますが、教員については、その職務の性質上地公法に対する特別法としての教育公務員特例法があり、その規定が併せて適用されることになります。

教職員の服務の基本的な姿勢

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。（教育基本法第9条）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（地方公務員法第30条）

この「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み」、「全体の奉仕者」、「職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念」ということについては、教職員としての第一歩を踏み出したときから常に心に留めておくことが大切です。

服務に関する主な規定

①服務の宣誓（地公法第31条）

新たに教職員となったときには、「宣誓」をすることになっています。これは、公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを誓う行為です。

②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職務を遂行するに当たっては、法令・条例・規則・規程に従うことはもちろん、上司（例えば校長）の職務上の命令に従わなければなりません。

③信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

公務員全体の職に共通する信用とともに、教職員には、教職員特有の信用があります。そういう信用を傷つけたり、失ったりする行為をしてはなりません。

④秘密を守る義務（地公法第34条）

教職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。児童生徒の成績を第三者に話したり、問題を漏らしたりする行為がこれに該当します。インターネットによる書き込みも含みます。

⑤職務に専念する義務（地公法第35条）

勤務時間中は職務遂行のために注意力の全てを注ぎ、その職務に専心従事しなければなりません。ただし、この義務が免除されることのできる場合が、特例として法律や条例に示されています。例えば、休暇の承認を受けた場合や所属長の承認を得て研修を行う場合等がこれに該当します。

⑥政治的行為の制限（地公法第36条）

特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒や保護者等に対する教育上の地位を利用した選挙運動等禁じられている政治的行為は、全国どこにおいても行うことができません。

⑦争議行為等の禁止（地公法第37条）

一般の地方公務員と同じく教職員も、使用者としての住民に対し、ストライキ、サボタージュ等、争議行為や教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしてはなりません。

⑧営利企業等の従事制限（地公法第38条）

公立学校の職員は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員等を兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事してはいけません。しかし、教員には特例があって教育に関する他の職を兼ねたり、その事業・事務に従事したりすることが、本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、兼職・兼業が認められています。

宿泊研修について（校外研修４日）

1 ねらい

宿泊施設（国立乗鞍青少年交流の家）における丸黒山登山を通したロールプレイや教科等別研修会を通して、教科等指導や学級経営における実践的指導力を高めるとともに、コミュニケーション力や同僚性を高め、チームで創造的に仕事をする力を高める。

2 期 日

平成29年8月2日（水） ～ 8月5日（土）



3 参加者

平成29年度初任者研修（新規採用教員研修）対象の小・中の教諭，養護教諭，栄養教諭

4 研修場所

国立乗鞍青少年交流の家
〒506-0815 岐阜県高山市岩井町9 1 3 - 1 3
TEL 0577-31-1013 FAX 0577-31-1025

5 研修内容

- ・担任として、丸黒山登山を引率するにあたり、登山中、児童生徒に起こり得ることを予測し、その事案への対応を協議したり、登山中における事案への対応をロールプレイしたりすることを通して、学校行事における安全面や集団面等への指導について実践的指導力を身に付ける。
- ・教科等別研修会とそれを踏まえたプレゼンテーションを通して、教科等指導力を身に付けるとともに、チームで創造的に仕事をする力を身に付け、各自の専門教科等の人的ネットワークを構築する。

〔活動案〕

第1日目	バス移動	・入所式・野外体験活動事前指導・教科等別研修会 等
第2日目	・野外体験活動 等	
第3日目	・教科等別研修会・プレゼンテーション 等	
第4日目	・研修の振り返り・退所式	バス移動

※活動内容については、変更する場合があります。

6 移 動

- ・所属校から各地区で指定された集合場所に集合してください。
 - ・集合場所から乗鞍青少年交流の家まではバスで移動します。
- ※集合場所等については、第2日目のセンター研修（テレビ会議）でお知らせします。

7 そ の 他

- ・宿泊研修の参加にかかわる事前健康調査は、第1日目のセンター研修の際に実施します。心配ごと等があれば、校長に相談し、当該教育事務所の担当者にお知らせください。
- ・宿泊研修に関する詳細については、第2日目のセンター研修において、別冊「宿泊研修手引」を配布し説明します。

